

「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて」  
(遺伝子組換え食品等調査会報告書) への意見

一般社団法人 日本種苗協会  
新育種技術(PBI)小委員会  
委員 南 栄一

1. ゲノム編集技術が作物育種にとって有用な手段であるという認識は、当協会も共有しております。今回ゲノム編集技術を用いて製造される食品の取扱い方針案が、ゲノム編集により生ずる変異が従来の育種法によるものと基本的に区別できないという見地に立脚したものであることから、ゲノム編集技術を利用して得られた食品を遺伝子組換え食品の安全性審査の対象外とし、開発者からの情報提供のみを求めるとされた諸点について、特段の異論はございません。
2. 種苗会社が扱う農作物は多岐に渡っており、そのすべてでゲノムが解読されているわけではありません。従いまして、たとえばオフターゲット効果による新たなアレルゲンタンパク質の生成の有無等、届出項目をすべて満たすことは困難となるケースが少なからず想定されます。ゲノム編集技術は対象とする遺伝子の塩基配列をベースに実施するものであることから、全ゲノム構造が未解読の農作物に関しては、必然的に本技術の適用は現時点ではできないということかと思料いたします。これについても特段の異論はございません。
3. ゲノム編集技術は新しい技術であるゆえに、国民の理解を得るためには丁寧かつ正確な情報提供が欠かせません。これにより消費者が不要な不安をもつことなく社会的受容がスムーズに成立し、みんなが納得できる技術に発展していくことを希望します。提供情報の公開方針等詳細な骨格作りに際しては関連する民間事業者の意見も幅広く取り入れていただき、本技術の社会実装に向けた地ならしをお願い申し上げます。

以上